

こんなときは、負担割合が変わる場合があります

▶住民税の所得更正があった場合

所得更正によって、負担割合が変更された場合には、直近の8月[※]までさかのぼって変更します。
※税の^{きせう}遡及に応じて、さらにさかのぼることもあります。

▶世帯の方に転出入等があった場合

世帯の方の転出入や死亡により、負担割合が変更になった場合には、その該当日の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更します。

▶65歳になった場合

65歳になった方が、判定により2割または3割負担になる場合、誕生月の翌月初日（誕生日が1日の場合は、その月）から変更します。

他の市区町村から転入したときは

転出元の市区町村に届け出ると「受給資格証明書」が発行されます。利用者の要介護度や負担割合が記載されているので、転入先の市区町村に提出しましょう。



要介護認定等を受けている皆さまへ



介護保険サービス等を利用するときには「介護保険負担割合証」が必要です！

介護保険負担割合証には、介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するときの負担割合が記載されています。介護保険サービス等を利用するときは忘れないようにしましょう。

介護保険負担割合証を確認しましょう

介護保険負担割合証を受け取ったら、内容を確認しましょう。内容に誤りがあったら、市区町村に届け出ましょう。

●住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

●介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときの負担割合（1～3割）が記載されます。

●適用期間が記載されます。

※市区町村により書式や色が異なることがあります。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ 氏 名
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

① 介護保険証（介護保険被保険者証）と間違えないようにしましょう

●介護保険証は、要介護認定を申請するときやサービスを利用するときに必要になります。

太子町

要介護認定等を受けた方に負担割合証が交付されます

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、原則として実際にかかる費用の1～3割を支払います。負担割合は所得に応じて決まります。

介護保険サービス等の負担割合

自己負担の割合は、介護保険負担割合証に記載されています。負担割合は、個人の所得で決まるので、同じ世帯でも、負担割合が異なることがあります。

交付対象となる期間

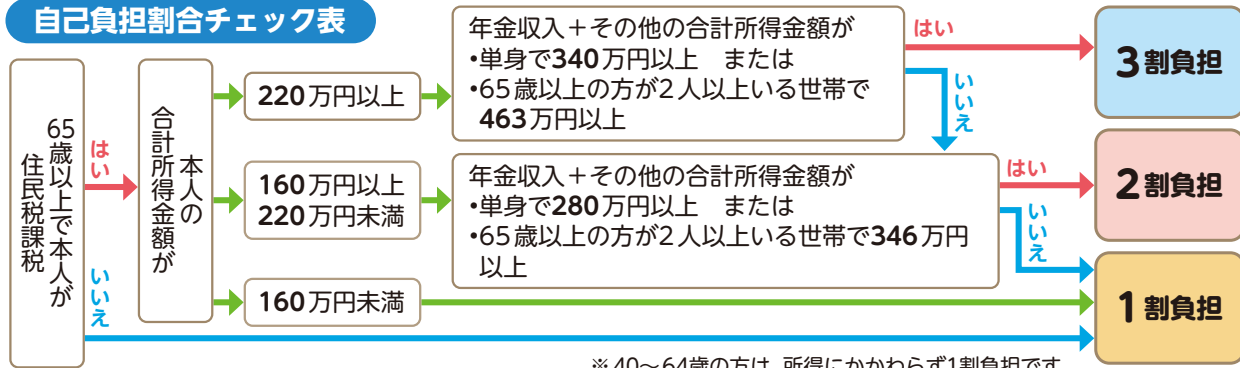
負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合は所得に応じて、

1割負担、**2割負担**、**3割負担**に分かれます。



自己負担割合チェック表



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護保険
サービス等を
利用するときに
必ず
持参しましょう



介護保険負担割合証は、介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を受けるときの**自己負担割合を示す証明書**になります。**介護保険証**（介護保険被保険者証）と一緒に、負担割合にかかわらず**介護保険負担割合証**を必ず提示してください。

介護保険負担割合証を忘れると

介護保険負担割合証を提示しなかった場合、本来の自己負担割合で介護保険サービス等を受けられないことがあります。

介護保険サービス等を受けるときは、忘れずに介護保険証と介護保険負担割合証を提示しましょう。